

特措法第24条第9項に基づく施設の 使用制限の緩和に当たっての施設類型 ごとの留意事項

① 劇場、観覧場、映画館又は演芸場（第4号）、集会場又は公会堂（第5号）、展示場（第6号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等が行われること、などの徹底した感染防止対策が行われること

なお、これらの施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物（イベント等）の開催制限に応じて、参加する者が比較的少人数のもの等に限定することとする。

② 博物館，美術館又は図書館（第10号）

施設管理者等によって，

- (i) マスク着用の上，十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等が行われること，などの徹底した感染防止対策が行われること

等の対策に加え，必要に応じて，入場の制限等を講ずることにより，施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保されるなどの徹底した感染防止対策を行うこと。

- ③ 百貨店，マーケットその他の物品販売業を営む店舗（第7号），理髪店，質屋，貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗（第12号），自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設（第13号）

施設管理者等によって，

- (i) マスク着用の上，十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等などの徹底した感染防止対策を行われること

等の対策に加え，従業員と客との間や，客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染症対策を行うこと。

④ 遊技場（第9号）

施設管理者等によって、

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること
- (iv) 客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、いわゆるBGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること

等の徹底した感染防止対策が行うことにより、「3つの密」が発生しない環境にすること。

⑤ 全国でクラスターが発生した施設（スポーツジム，バー，カラオケ，ライブハウス，キャバレー等の接待を伴う飲食店）

これまでに全国においてクラスターが発生し，特に感染リスクの高い施設であることに鑑み，上記①から④に掲げる施設の感染防止対策を徹底するほか，密閉した空間での大声での発声や，近接した距離での会話等は，感染リスクを高めることになることから，特に格段の留意をすること。

⑥ 食堂，レストラン，喫茶店などの飲食店

- (i) 個室などの密閉した部屋の使用や，座敷席等における多人数での使用を控える
- (ii) 座席の間にパーテーションを設け，又は座席の間隔を十分に空けるなど，三密の環境を徹底的に排除する
- (iii) 接客時等におけるマスク着用，客の入れ替え時の適切な消毒や清掃，大皿での取り分けによる食品提供の自粛
- (iv) 従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など，衛生面や健康面の管理を徹底すること
- (v) 酒類の提供時間についても配慮する

等の感染防止対策を行うこと。

⑦ 行楽を主目的とする宿泊事業を営むホテル・旅館等

不要不急の帰省や旅行など，都道府県をまたいで人が移動することを極力を避けるというまん延防止の観点も踏まえながら，施設管理者等によって，

- (i) マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること
- (ii) 入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること
- (iii) 適切な消毒や換気等が行われること，などの徹底した感染防止対策が行われること

等の感染防止対策を行うこと。